



## コンベンション参加者おもてなし事業商品券

### (1) 事業概要

下記要件を満たすコンベンションに参加、かつ郡山市内に宿泊する方に対し、  
2,000円の商品券を配布します。

- ①郡山市内を会場として開催されること。
- ②東北大会規模以上であること。
- ③会期2日以上で開催されること。
- ④延べ宿泊者数が50名以上見込まれること。
- ⑤政治的活動、宗教的活動もしくは営利を目的とするものでないこと。
- ⑥公序良俗に反するものでないこと。

### (2) 対象期間（商品券利用期間）

令和2年9月1日（火）から令和3年3月31日（水）

### (3) 商品券利用可能場所

おもてなし事業に参加登録を行った飲食店、小売店、宿泊施設等

### (4) 申請先

公益財団法人郡山コンベンションビューロー（以下、KCB）

### (5) 申請様式

コンベンション開催前：商品券交付申請書等（第1号様式）

コンベンション開催後：事業実績報告書等（第7号様式）

### (6) 事業の流れ

- ①コンベンション主催者（以下、主催者）がKCBに「商品券交付申請書等」を大会開催1か月前までに提出（郵送等）
- ②KCBが書類審査後、主催者に「商品券交付決定通知書」を通知
- ③KCBが主催者に商品券を交付
- ④コンベンション開催
- ⑤主催者がKCBに「事業実績報告書等」を提出

### (7) 申請・問合せ窓口

公益財団法人郡山コンベンションビューロー  
〒963-8004 福島県郡山市中町10-6  
郡山商工会議所駅前大通り会館3階  
TEL：024-991-1811

公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業  
商品券交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の産業振興と地域の活性化を図るため、公益財団法人郡山コンベンションビューロー（以下「コンベンションビューロー」という。）が、郡山市内においてコンベンションを開催する主催者（以下「主催者」という。）に対し、予算の範囲内で商品券を交付するコンベンション参加者おもてなし事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コンベンション 会議、集会、学会、フォーラム、セミナー、シンポジウム、その他これらに類するものをいう。
- (2) 加盟店 飲食店、小売店、宿泊施設等で、事業に参加登録をしている者をいう。
- (3) 商品券 加盟店で使用できる商品券をいう。

(事業期間)

第3条 事業の実施期間は令和2年9月1日から令和3年3月31日までとする。

(交付対象者)

第4条 商品券の交付を受けることができる者は、事業期間に公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション開催支援事業助成金交付要綱における助成対象事業を開催する主催者とする。

(商品券使用場所)

第5条 商品券は、加盟店で使用できるものとする。

(商品券の交付額)

第6条 商品券の交付額は、宿泊者数1名に当たり2千円とする。

(商品券の有効期間)

第7条 商品券の有効期間は発行を行った日の属する月から5カ月となる月の末日までの間で、コンベンションビューロー理事長（以下「理事長」という。）が定める日までとする。

2 有効期間を過ぎたものについては、無効とする。

(商品券の交付期間)

第8条 商品券の交付期間は、当事業開始日から令和3年3月31日までとする。

(商品券の交付の申請)

第9条 商品券の交付の申請をしようとする者は、コンベンション参加者おもてなし事業商品券交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添え、コンベンション開催1か月前までに理事長に提出しなければならない。

- (1) コンベンションビューローが通知する交付対象事業に係るコンベンション開催支援事業助成金交付決定通知書
- (2) その他理事長が必要と認める書類

(交付の決定)

第10条 理事長は、前条による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じ

て行う現地調査等により、その内容が適正であるかどうかを調査し、商品券を交付すべきものと認めるときは、速やかにその交付の決定をしなければならない。

2 理事長は、前項の場合において、商品券の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、当該申請に係る事項につき修正を加えて商品券の交付の決定をすることができる。

（商品券の交付の条件）

第11条 理事長は、商品券の交付の決定をする場合において、当該交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 交付対象事業の内容（宿泊者数等）の変更をしようとする場合においては、速やかに理事長の承認を受けること。

(2) 交付対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、速やかに理事長の承認を受けること。

(3) 交付対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は交付対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けること。

(4) 商品券を目的外に使用してはならないこと。

(5) その他理事長が必要と認める条件

（決定の通知）

第12条 理事長は、商品券の交付の決定をしたときは、速やかにコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付決定通知書（第2号様式）により、商品券の交付の申請をした者に通知しなければならない。

（商品券の交付）

第13条 理事長は、前条の規定による通知をしたのち、交付対象事業のコンベンションの開催日の前の日までに、主催者に商品券を交付しなければならない。

（申請の取下げ）

第14条 商品券の交付の申請をした者は、第12条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る商品券の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に、当該申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る商品券の交付の決定は、なかったものとみなす。

（変更等の承認の申請）

第15条 第11条第1号又は第2号に基づき理事長の承認を受けようとする場合は、コンベンション参加者おもてなし事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を調査し、当該申請が適当であると認めるときは、速やかに承認の決定をし、コンベンション参加者おもてなし事業変更（中止・廃止）承認通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知しなければならない。

（事情変更による決定の取消し）

第16条 理事長は、商品券の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、商品券の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長が前項の規定により商品券の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合に限るものとする。

(1) 天災地変その他商品券の交付の決定後に生じた事情の変更により、交付対象事業の全部又は一部を継続することができなくなった場合

(2) 主催者が、その責めに帰すべき事情によらないで、交付対象事業を遂行することができなくなった場合

3 第12条の規定は、第1項の取消し又は変更をした場合の主催者に対する通知について準用する。この場合において、同条中「コンベンション参加者おもてなし事業商品券交付決定通知書（第2号様式）」とあるのは、「コンベンション参加者おもてなし事業商品券交付取消通知書（第5号様式）」又は「コンベンション参加者おもてなし事業商品券交付変更通知書（第6号様式）」と読み替えるものとする。

（交付対象事業等の遂行）

第17条 主催者は、この要綱並びに商品券の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他理事長の指示に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。

（状況報告又は調査）

第18条 理事長は、必要に応じ、交付対象事業の遂行について、主催者から報告を求め、又は調査をすることができる。

（交付対象事業の遂行の指示等）

第19条 理事長は、主催者の報告により、交付対象事業が商品券の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、主催者に対し、これらに従って交付対象事業を行うべきことを指示するものとする。

2 理事長は、主催者が前項の指示に従わなかったときは、その者に対し、商品券の全部又は一部返還を命じることができる。

（実績報告）

第20条 主催者は、交付対象事業が完了したときは、コンベンション参加者おもてなし事業実績報告書（第7号様式）に次に掲げる書類を添え、速やかに理事長に提出しなくてはならない。

(1) コンベンションビューローが通知する交付対象事業に係るコンベンション開催支援事業助成金交付額確定通知書

(2) その他理事長が必要と認める書類

（決定の取消し）

第21条 理事長は、主催者が商品券を他の用途に使用し、又は交付対象事業に関して商品券交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したときは、当該商品券の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、前条の規定による実績報告があった後においても適用があるものとする。

3 第12条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合の助成事業者に対する通知について準用する。この場合において、同条中「コンベンション参加者おもてなし事業商品券交付決定通知書（第2号様式）」とあるのは、「コンベンション参加者おもてなし事業商品券交付取消通知書（第6号様式）」と読み替えるものとする。

（商品券の返還等）

第22条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、期限を定めて当該商品券又

はその交付相当額の現金の一部又は全部の返還又は支払いを命じなければならない。

(1) 第9条による交付申請の宿泊者数が第20条による実績報告の宿泊者数より多い場合

(2) 前条の規定により商品券の決定の取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に商品券が交付されている場合

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか、商品券の交付について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

提出様式

第1号様式（第9条関係）

年 月 日

公益財団法人郡山コンベンションビューロー  
理事長 滝田 康雄 様

所在地  
名 称  
代表者の氏名

印

コンベンション参加者おもてなし事業商品券交付申請書

下記のとおり公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付対象事業を実施したいので、公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付要綱第9条の規定により、  
商品券 \_\_\_\_\_ 円分を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 交付対象事業の名称
- 2 宿泊予定者数 \_\_\_\_\_ 名  
(※商品券交付額 = 宿泊予定者数 × 2,000 円)
- 3 添付書類 別紙のとおり

第3号様式（第15条関係）

年 月 日

公益財団法人郡山コンベンションビューロー  
理事長 滝田 康雄 様

所在地

名 称

代表者の氏名

印

コンベンション参加者おもてなし事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 郡コ第 号をもって交付決定を受けた公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付対象事業を変更（中止・廃止）したいので、公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション開催支援事業商品券交付要綱第15条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 変更（中止・廃止）の内容



第7号様式（第20条関係）

年 月 日

公益財団法人郡山コンベンションビューロー  
理事長 滝田 康雄 様

所在地  
名 称  
代表者の氏名

印

コンベンション参加者おもてなし事業実績報告書

年 月 日付 郡コ第 号で交付決定を受けた公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付対象事業を実施したので、公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付要綱第20条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 交付対象事業の名称
- 2 宿泊者数 \_\_\_\_\_ 名
- 3 添付書類 別紙のとおり

# 記入例

第1号様式（第9条関係）

令和2年 9月 1日

公益財団法人郡山コンベンションビューロー  
理事長 滝田 康雄 様

大会開催前の日付け

押印

所在地 ○○県○○市○○町○○○  
名 称 ○○○○学会  
代表者の氏名 ○○ ○○

印

コンベンション参加者おもてなし事業商品券交付申請書

下記のとおり公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付対象事業を実施したいので、公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付要綱第9条の規定により、  
商品券 110,000 円分を交付して下さるよう申請します。

記

- 1 交付対象事業の名称  
第○○回 ○○○○学会
- 2 宿泊予定者数 55 名  
(※商品券交付額＝宿泊予定者数 × 2,000 円)
- 3 添付書類 別紙のとおり

第3号様式（第15条関係）

令和2年 9月 5日

公益財団法人郡山コンベンションビューロー  
理事長 滝田 康雄 様

大会開催前の日付け

押印

所在地 ○○県○○市○○町○○○○  
名 称 ○○○○学会  
代表者の氏名 ○○ ○○ 印

コンベンション参加者おもてなし事業変更（中止・廃止）承認申請書

令和年 ○月 ○日付け○郡コ第○○号をもって交付決定を受けた公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付対象事業を変更（中止・廃止）したいので、公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション開催支援事業商品券交付要綱第15条第1項の規定により、承認して下さるよう申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由

開催規模の縮小を決定したため。

2 変更（中止・廃止）の内容

学会開催期間が令和2年10月11日～令和2年10月12日に短縮となります。

第7号様式（第20条関係）

令和2年 9月 14日

大会開催後の日付け

公益財団法人郡山コンベンションビューロー  
理事長 滝田 康雄 様

所在地 ○○県○○市○○町○○○○  
名 称 ○○○○学会  
代表者の氏名 ○○ ○○

押印

印

コンベンション参加者おもてなし事業実績報告書

令和年 ○月 ○日付け○郡コ第○○号で交付決定を受けた公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付対象事業を実施したので、公益財団法人郡山コンベンションビューローコンベンション参加者おもてなし事業商品券交付要綱第20条の規定により、その実績を報告します。

記

- 1 交付対象事業の名称  
第○○回 ○○○○学会
- 2 宿泊者数 55 名
- 3 添付書類 別紙のとおり